

～誰もが住みやすい大津町のために～

LGBTなどの性的マイノリティに関する職員向けハンドブック【概要版】

性の多様性

性はひとくくりにして考えられがちですが、性にはさまざまな要素があります。性を要素に分けて考え、人それぞれに性のあり方は様々であることを知り、違いを尊重しましょう。



大切なことは、LGBTであるかどうか、性的マイノリティであるかどうかということではなく、いかなる生物学的性別、性自認、性的指向、性別表現であっても、それぞれのあり方が尊重されるべきであるということです。自分と違うあり方を否定せず、お互いのあり方を尊重しましょう。

性を構成する要素

① 生物学的性
身体つきなどの生物学的特徴

② 性自認（こころの性）
自分が認識している性

③ 性的指向（好きになる性）
どの性別の人を好きになるか

④ 性別表現（表現する性）
言葉遣いや服装などで表されるもの

LGBTとは？

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった言葉。性的マイノリティの総称する言葉としても使われる。

性的指向

恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか

性自認

自分がどの性別か

レズビアン
L

女性として、
女性を好きになる人

ゲイ
G

男性として、
男性を好きになる人

バイセクシュアル
B

異性を好きになる
こともあれば、同性を好きになることもある人

トランスジェンダー
T

出生時に割り当てられた性別とは異なる性を生きることを望む人

LGBT以外にも、性自認や性的指向が分からない・明確ではない人（「クエスチョニング」などと言われます）などもあります。

上図のとおり、LGBは性的指向に基づくもので、Tは性自認に関するものです。トランスジェンダーの中には異性愛者もいますし、同性愛者やバイセクシュアル、また、性的指向が分からない・明確ではない人もいます。

町民等への対応

- ・書類上の性別と外見等が一致しないからと、必要以上に確認することは避けましょう。
- ・書類などにおける不要な性別欄はなくしましょう。



【窓口対応での配慮】

- ・本人確認を行う場合、周囲に性別や氏名がわからないように配慮する。
- ・異性パートナーを前提とした関係性の表現は避ける。

（例）夫・妻 → 配偶者・パートナー

職場における対応

- ・差別的言動に注意しましょう。
- ・研修等を通じて職員の理解を深めましょう。
- ・悩みや心配を相談できる場を用意しましょう。



【職場における配慮】

- ・「オカマ」「ホモ」「あっち系」などの言葉は侮辱的表現と受け取られることがありますので、職場内に限らず使用しない。
- ・相談された性的指向などの内容（カミングアウト）を、本人の了承なく他人に伝えない。アウティング（暴露）をしない。

誰もが働きやすい職場であるためには差別やいじめ、パワハラ、セクハラ、マタハラ、モラハラなどのハラスメントがないことが大切です。

◆正しい知識を身につけましょう。

ハンドブックでLGBTなどを含む性的マイノリティについて、知るきっかけとしてください。そして、今までより少しでも関心を持ち、書籍を読んだり、研修に参加するなどし、正しい知識を身につけましょう。

「私の周りにはいないから」と言う方がいますが、「いない」のではなく、「言えない」のかも知れません。性的マイノリティの方が身の回りにいることを前提とし、生活や仕事の中でちょっとした気遣いにつなげることが大切です。存在を無視することなく、理解に努めていることが感じられることで、安心してもらえるかもしれません。正しい知識を持ち、自分の言動を見つめ直すことが大切です。

◆差別的発言に気をつけましょう。

悪気なく言ったことで、行政サービスの利用がしづらくなる性的マイノリティの方もいるかもしれません。正しい知識を身につけ、知らないうちに差別的な発言をすることがないようにしましょう。

2つのナイ

1. 決めつけナイ(否定しナイ)

セクシュアリティは、他人が決められるものではありません。

「思い過ごしじゃないの?」「いつか“治る”よ!」「じゃあ、あなたはレズビアンじゃない?」など、決めつけたり、否定したりすることは、相手を傷つける可能性があります。

2. 広めナイ(共有しナイ)

自分が性的マイノリティであると知らされたら、本人の了解なく広めてしまうことのないように、「ほかに話した人はいる?」などの確認が大切です。

	窓口名	連絡先・電話番号	相談日・時間等
熊本県の 相談窓口	熊本県男女共同参画相談室 らifu	熊本県男女共同参画相談室らifu 096-333-2666 096-355-2223(土曜日のみ)	月～土曜日(火・水曜除く)9:30～16:00 火曜日 9:30～19:30 ※水、日、祝日(土曜を除く)、年末年始(12月29日～1月3日)は休み。
	こころの健康相談電話	熊本県 精神保健福祉センター 096-386-1166	月～金曜日 9:00～16:00 (祝日、年末年始を除く) ※18歳以上の方からの電話と来所(面接)による相談をお受けしています。 ※来所による相談は予約制。まずはお電話でお問い合わせください。
	DV相談	熊本県女性相談センター 096-381-7110	○電話相談(年末年始を除く) 平日 8:30～22:00 土日祝 9:00～22:00 ○来所相談(要予約) 平日 8:30～17:15 ※配偶者やパートナーからの暴力(DV)に悩む方からのご相談をお受けしています。
	人権相談	熊本県人権センター 096-384-5822	月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～16:00
国の 相談窓口	みんなの人権10番	最寄りの法務局・地方法務局 0570-003-110	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
大津町の 相談窓口	DV相談等に関する窓口	人権推進課 096-293-7920	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
民間の 相談窓口	よりそいホットライン	よりそいホットライン 0120-279-338	24時間受付、年中無休 ※フリーダイヤルへかけた後、4をプッシュすれば、性別や同性愛に関する相談の専門回線につながります

(注) よりそいホットライン以外は、いずれも性的マイノリティに特化した相談機関ではありません。